

午後2時6分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、12番大庭きみ子議員の質問を許可します。12番大庭きみ子議員。

（12番大庭きみ子君登壇）

○12番（大庭きみ子君） 皆様、こんにちは。12番大庭きみ子でございます。本日は、師走のお忙しい中に傍聴においでいただきまして、まことにありがとうございます。また、インターネットで傍聴していただいています皆様、ありがとうございます。

昨年の7月5日の豪雨災害から早くも1年5カ月が過ぎようとしております。昨年の暮れには、被災者の方々がお正月を迎えたら何とかなると話されていましたが、早くも2度目の正月を迎えようとしています。一日も早く平穏な日常を取り戻されますよう、お祈りを申し上げます。

先日の日曜日は、福岡県の自主防災組織リーダー研修会が開催されておりました。福岡県内の自治体から120名幾らの参加があっておりましたが、例年より一番多い参加者だったそうです。朝倉市からは、立石、蜷城のコミュニティの方が参加されておりました。昨今、いどこで災害が起こるかわからない気象状況であります。防災・減災への日ごろからの取り組みに大変関心が高まっているようであります。

私も平成29年度の福岡県防災賞をいただいた朝倉災害母子支援センターきずなの報告に行ってきました。朝倉市での災害母子支援センターきずなの取り組みがほかの自治体の防災・減災のお役に立てればありがたく思っています。そして、朝倉市に支援いただいた多くの自治体や皆様方への恩返しをしていきたいと思っています。ピンチをチャンスに、この豪雨災害というつらい悲しい経験をばねにして、朝倉市から防災・減災の先進的な取り組みを情報発信していかなければならないと思っています。そして、復旧、復興の取り組みの推進とともに、そこで生活している多くの市民、一人一人を大事にするまちづくりを忘れてはならないと思います。

今回は、障害者雇用問題と小学校英語教育問題について質問してまいります。執行部におかれましては、明快な回答をよろしくお願いいたします。

（12番大庭きみ子君降壇）

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） それでは、通告書に従いまして、障害者雇用政策について、朝倉市の障害者雇用の現状について質問してまいります。

障害者雇用促進法によって、民間企業や国、地方公共団体はその常時雇用している労働者数の一定の割合、法定雇用率に相当する人数以上の身体障害者、精神障害者を雇用することが義務付けられています。新たに、平成28年4月からは障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について施行されています。

そのような中、障害者雇用の旗振り役をするはずであるはずの中央省庁や地方自治体で

障害者の雇用水増しが明らかになり、多くの国民の信頼を失態させるような事態が起きています。

そこで、朝倉市の障害者の水増し雇用はないのか、また、現在の雇員人数と雇用率についてお尋ねします。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 障害者雇用の水増しはありません。障害者という要件に関しましては、障害者手帳で確認を行っております。

それから、朝倉市の雇用率でございます。平成30年度は法定雇用率は2.5%となっております。その人数ですが、市長事務部局、法定雇用者数13人ありまして雇用者数は15.5人、先ほど言いました雇用率2.5%に対しまして、その割合でいきますと2.78%となります。教育委員会部局、法定雇用者数2人に対し雇用者数2人、雇用率は2.44%となっておりますが、この状況では雇用における不足数はないという状況になっております。以上です。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） 朝倉市におきまして障害者の水増し雇用がないということで安心いたしました。また、地方団体では2.5%の法定雇用率になっておりますので、それも守られているということで安心いたしております。また、教育委員会のほうでは不足数には達していないということですが、さらなる法定雇用率を上回るような雇用に努力をしていただきたいと思っております。

障害者雇用の年次推移について、また採用時の採用数と採用後の障害者数の変動があればお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 雇用率の年次推移ということで、まず申し上げます。

まず、法定雇用率は平成27年度から平成29年度までは2.3%でございました。平成30年度は0.2%上がって、先ほど申しました2.5%と改正されておるとい状況です。その推移でございます。

市長事務部局は、平成27年度は最低雇用しなければならない法定雇用者数が12人に対し、雇用者数は14人、雇用率2.66%、平成28年度、法定雇用者数12人に対し、14.5人の雇用者数で2.76%、平成29年度、法定雇用者数12人に対し、15.5人の雇用者数、雇用率2.96%、平成30年度、法定雇用者数13人に上がりましたが、雇用者数15.5人で雇用率2.78%でございます。

教育委員会部局もでございます。平成27年度、法定雇用者数2人に対し、雇用者数2人で雇用率は2.30%、平成28年度は法定雇用者数1人に対し、雇用者数2人で雇用率2.38%、平成29年度、法定雇用者数1人に対し、雇用者数2人で雇用率2.35%、平成30年度、法定雇用者数2人に対し、雇用者数2人で雇用率2.44%でございます。

雇用における不足数はないという状況でございますが、先ほど雇用者数の端数が出てま

いりましたが、短時間勤務者は0.5人とカウントするため端数が出ているものでございます。

実際の障害者の雇用者数の年次別につきましては、先ほど申しました数字でございます。質問につきましては、以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） 平成28年4月から市は2.5%に法定雇用率も上がっておりますし、また、平成32年度からは2.8%ですか、また雇用率が上がってまいります。さらなる雇用の場をぜひとも拡大をしていただきたいと思いますと思っております。

教育委員会のほうは先ほども不足数には足りていますが、法定雇用率からすると若干不足しておりますので、そのあたりもさらなる努力をお願いしたいと思っております。

次は、朝倉市の採用試験についてお尋ねいたします。

現在、採用試験が行われていると思いますが、それは障害者のみの別枠で行われているのでしょうか。また、身体障害者のみか、また精神障害者も採用試験を受けられるのでしょうか。年齢制限は幾つまでなののでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 採用試験についてでございます。

これまでの実績でございます。これまでに行った障害者の別枠採用試験の状況につきまして申し上げます。

正規職員につきまして、障害者の別枠採用試験につきましては、平成18年度、平成21年度、平成22年度に行ってまいりました。ただ、採用が予定人員に至らない状況がありましたので、平成21年度と平成22年度は年2回実施したということにしております。

嘱託職員につきましては、平成24年度以降、毎年行っておるという状況です。今年度も行う予定としております。

それから、障害者の別枠採用といえますか、その採用のときの受験資格でございます。年齢につきましては、前回の正規職員につきましてやったときの正規職員は26歳まで、嘱託職員には年齢制限はありません。年齢については以上の資格によってしているところでございます。

それから、精神障害者でございます。精神障害者につきましては、これらの雇用の関係のもととなります法律、障害者の雇用の促進等に関する法律の対象障害者にこれまでは入っておりませんでした。法改正により平成30年4月1日から加わってきたというものでございます。精神障害者につきましてはの受験資格については、このことを踏まえて検討していかなければならないというふうに考えている現状でございます。以上です。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） 今の採用試験についてお伺いしましたが、年齢的にも26歳までということでございますし、なかなか採用ができなくて若い青年たちも就労訓練を受けた

り就職のための活動をしている若者もおります。この年齢ももう一回見直しをしてはいか
がかなと思っております。大学を出ている障害者の方もおられますし、なかなかその枠が
狭いという話も聞いております。

それと、今、精神障害者の雇用が平成28年4月から改正になって、障害の差別が禁止さ
れております。また、その法定雇用率の中にも精神障害者の参入、基礎の算定に入れられ
るようになっております。ということで、精神障害をお持ちの方も今大変雇用の場が狭い
というか、雇用の場が少ないということで大変苦勞されておりますので、そのあたりの朝
倉市の対応もぜひ改善をしていただきたいと思いますと思っております。

先ほど、改善していきますというお話だったんですが、ぜひとも早急に、なかなか今雇
用の場というのが朝倉市も大変少なくなっております。そして、ほとんど正規雇用の場合
は身体障害に偏っている傾向が強いように見受けられます。障害の差別が禁止されてお
りまして、いかなる障害があっても雇用の場としてチャンスを与える、その能力が発揮でき
る場所を提供するというのに、今、この障害者雇用促進法もなって改訂されております
ので、ぜひとも幅広い障害者の方が能力を発揮できるような場づくりに努めていただきた
いと思っております。そのことについて、もう一度お考えをお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） まず、年齢の件でございます。検討が必要だというふうに考
えております。このことにつきましては、国や自治体を参考にしながらということござ
います。

それから、精神障害者の対象につきましてですが、法改正がことしの4月からというこ
とでもありましたもので、今の対応がどうするかということにつきましては、現時点で基
準等は設けておりませんが、法改正があったということ踏まえまして受験資格に
ついて検討しなければならないと考えているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） 法改正があったのは平成28年4月ですね。だから、もう1年経
っていると思います。

○議長（中島秀樹君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（郷原康志君） 障害者雇用促進法の改正がされまして、法定雇用率等
の中に精神障害者の方が入ってきたという改正がされましたのは平成30年4月1日施行で
ございます。

平成28年で申しますと、障害者差別解消法の施行日が平成28年4月という日付でござ
います。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） 理解いたしました。

それで、もう一つ採用後の人材育成支援と申しませうか、これもその障害者雇用法の

中に提供義務がつけられております合理的配慮につきましてお尋ねをしたいと思います。

障害に応じた配慮があれば、能力は十分に発揮できるわけでありまして、今、事業主に障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることとして合理的配慮の提供が義務づけられています。このことについて、市役所ではどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 合理的配慮でございます。

合理的配慮につきまして、皆様方にもどういったものかということにつきまして、一旦ちょっと説明をさせていただきます。

障害者の雇用の促進等に関する法律の規定において、次のようにされております。

まず、3つの規定がありまして、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保のため、募集、採用に当たり障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならないというものが1点目。

2つ目、障害者と障害者でない者との均等な待遇の確保等、障害者の有する能力発揮の改善のため障害の特性に配慮した施設の整備、援助を行う者の配置等の必要な措置を講じなければならない。

3番目、ただし、事業主に対して荷重な負担を及ぼすこととなるときはこの限りではないというふうに定められておるといものが合理的配慮でございます。

こういった法的な規定に基づきまして、私ども朝倉市ではこの規定の趣旨に沿うよう、まず採用面では試験の解答時間の延長や回答方法の工夫などについて、採用後の面でも障害者の働きやすい職場環境づくりや障害の特性に配慮した取り組みを進めていく必要があると思っております。

このためには、ほかの自治体や民間企業における障害者雇用のノウハウについて、まだまだ調査研究を行う必要があると考えている現状でございます。そういう調査研究を行いましたら、障害者雇用マニュアルというものを作成しまして随時改善策を講じていきたいと思っております。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） ぜひ、障害者雇用のマニュアルを作成していただきたいと思っております。その中に苦情処理とか紛争解決、援助ということでこれは事業主に対する努力義務ではございますが、このことへの配慮も忘れずに考えていただきたいと思っております。

障害を持つ人、持たない人も地域の中で生きる社会こそ、当たり前社会であるというノーマライゼーションの理念に沿った社会を実現するために自治体が率先してモデルとして取り組んでいただきたいと思っております。

災害が起きたらどうしても社会的弱者の方々というのは忘れられたり、置き去りになる

こともありますので、やっぱりそういう中で本当に日々、今、障害を抱えてある方も働きたい、雇用の場が欲しいと、それは変わらない通年の願いでございますので、ぜひともそういうところも力を入れていただきたいと思います。

まず、市役所が率先してモデルになっていただくことも大事ですし、それとプラス民間企業での障害者雇用拡大について、ぜひともお力を出していただきたいと思います。

朝倉市にも、まだ障害があっても地元で働きたいという意欲のある若者が多くいます。障害者の真の自立を図るためには生計の維持、能力の発揮、社会経済活動への参加が保障されなければなりません。この3つを同時に実現するのは職業であるとされています。ノーマライゼーションの社会を実現する上でも、職業を通じての社会参加を進めることは不可欠であり、障害者雇用促進法の目的としても定められているところでもあります。

本人たちも将来の生活設計を描き、自立して働きたいと、今も就職活動を続け努力をされていますが、障害者の方は地元で働きたくても雇用の場が少ないのが現状です。障害者雇用の法定雇用率の対象は45人以上の企業となっています。

特に、朝倉市は45人以下の中小企業や事務所が多く、40人以下の中小企業では障害者雇用は法律で定められていないので、45人以下の企業にも障害者雇用促進に対して雇用の拡大や支援する助成金など、また表彰制度など独特のものも考えられないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 法定雇用率の規定がない小規模事業所に対しまして、障害者の雇用拡大を目的といたしました助成金を設けることにつきましては、なかなかちょっと厳しいところがあると思っております。ただ、表彰制度につきましては、今後、近隣の状況を調査しながら研究をしていきたいと考えております。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） なかなか厳しい現状があるんですが、障害者を雇用する事務所や企業に対して減免規定や特例措置、また何か雇用主にとってもメリットが出るような対策は考えられないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 障害者を多数雇用する事業主につきましては、一定の要件を満たしましたならば、不動産取得税、それから固定資産税や事業所税など税制上の特例措置があります。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） ぜひとも、企業のほうにも働きかけていただいて、そういうメリットがあるということをやはり啓発していただきたいと思います。なかなか、今、朝倉市としては進んでいないような状況にあると思えます。災害もあったということで、どこでも大変厳しい財政状況にはなっているかと思いますが、やはり地元で残って働きた

いという方々、障害を抱えている方々もいらっしゃるの事実です。そういう方々が少しでも、一日でも早く将来の見通しが立って自立ができるような、やはり社会的な支援が必要だと思っています。

やはり、市役所としてハローワークと協定したりとか、啓蒙、啓発というのは大事な仕事ではないかなと思っておりますので、そのあたりの考えについてお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 啓発につきましては、直接事業主に対して行うということはちょっと困難でございますけれども、先ほど議員がおっしゃいましたようにハローワークなど事業主との窓口を持つ関係機関を通しまして協議しながら働きかけることはできると考えております。したがって、今後検討していきたいと思っております。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） ぜひとも事業主に対してのこういう各種助成制度の周知とか、その障害者の雇用に対する啓発、教育を推進していただきたいと思っております。

ちょっと時間の都合で次に進めたいと思いますが、最後に一言、市長の障害者雇用の拡大やノーマライゼーションの社会の実現に向けてお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（中島秀樹君） 市長。

○市長（林 裕二君） 今の議員と我々との質疑を聞いておまして、私のノーマライゼーションとの考え、ちょっと通告をいただいておりますので戸惑いがございすけれども、議員も御案内のように、私はこれまで障害を持った人も我々健常な人もともにしっかりと社会をつくっていく、具体的に言いますとそれぞれが認め合う、障害があってもそのことを特別視したりしない、個性という呼び方で言われておられる障害者もおられますけれども、これが理想の社会だろうというふうに考えておりますので、障害者の雇用につきまして、市役所ではお答え申し上げましたようにこれまできちっと努力をして来ておるところでございます。

御提案がございました、今後の障害者の雇用、働く場の改善等につきましては、当然のことながら市役所を挙げてしっかりとやっていくということで考えております。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） ありがとうございます。本当に御理解いただいている市長ですので、ぜひともこれからもノーマライゼーションの社会の実現に向けて、市役所もぜひとも啓発、またその教育活動に尽力いただきたいと思っております。

また、雇用の場の拡大もよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、英語教育必修化の諸課題について質問してまいります。

文部科学省の英語教育改革により、2020年から学習指導要領の改訂で小学校で教科とし

ての英語が導入されてきます。小学校低学年までの英語教育必修化に向けて、現在、2018年度から2019年度は移行期間であります。まずは今の授業時間の現状と2020年からの学習計画についてお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） まず、英語の関係につきましては、朝倉市では平成28年度から平成29年度までの小学校の外国語活動という呼び方になりますが、そのことが英語となります。市独自の取り組みといたしまして5、6年生のみが年間35時間の学習を行ってまいりました。新学習指導要領に基づきまして、平成32年度から本格実施をされます小学校の外国語の5、6年生の授業時数は年間が70時間、週に直しますと2時間ほどになります。3、4年生は35時間、週では1時間ということでございますが、本市におきましては本年度と来年度は移行期間ということで、5、6年生を50時間、3、4年生を15時間であることを基本として、今取り組みを進めているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） 移行期間が終われば、平成32年から3、4年生で35単位時間、5、6年生で今の35時間からまた35時間ふえて70単位時間になるということでございますが、現在の授業時間は減らずにさらに英語の授業時間が増加してくるわけで、子どもたちにとりましてゆとりの時間がなくなり、子どもたちへのしわ寄せも来るのではないかと思います。そのことについてはどのように考えられておりますでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 先ほど平成32年度から本格実施をされます新学習指導要領、これについては国、文科省が示したものでございますので、これに基づいてそれぞれ市町村の教育委員会含めて実施をするということでございます。

外国語の実施に当たりましては、議員が御指摘のように学校現場で一番課題となることは授業時数の確保ということが確かにございます。

学習指導要領で定められている各教科等の授業を行いますと、残りの余裕時間数が市内の5年生の平均が年間60時間、6年生が40時間となっております。既に5、6年生で70時間の外国語の授業を行っている学校が1校ございますが、そこでは5年生が22時間、6年生が14時間の余裕時間となります関係で、台風とかインフルエンザなどの臨時休校で授業ができない時間に振り当てていくことを考えますと、学校独自で設定をします時間を工面したり、夏休みに授業を行ったりして授業の時数の確保をしていくケースはあり得るというふうに考えております。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） 大変気ぜわしい授業になっていくのではないかなと思いますが、夏休みのほうにも時間数をとっていくということになるのかなと思います。現場としては大変な授業時間の増加による負担というのはふえていくのではないかなと思っております。

また、教育環境の課題も大きいと思いますが、小学校で誰がどのように英語教育を教えられるのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 基本的には外国語教育の指導につきましては学校の担任が行います。朝倉市では、市独自で予算化をいたしまして地域で英語が堪能な方に英語の教師として入っていただきまして、学級の担任と一緒に学習を進めております。

また、北筑後教育事務所からの派遣授業で1校当たり年間11時間の外国人のALTの派遣をしていただいております。このALTが入る授業の中では、歌やゲームなどで英語になれ親しむ学習のほか、ALTの母国の歴史や文化にふれる学習もして、国際理解にもつなげていっているところでございます。

また、現在は専門的に英語を指導します英語専科の教員の配置、これについて県なり国に要望をしているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） ALTや外部講師の検討をされているという話でもありますが、基本としては担任が英語教科を持つということになると思うんです。かなりの授業数の増加ですので、各学校でそれだけの専門的な英語教員の免許を持っている人がいるかというのも、それも大変疑問に思うところであります。

教科として、英語を初めて導入することになると思うんですが、特に5、6年ではもう教科として扱われていくということで教科書も使われるでしょうし、成績も評価もされて、成績表にも点数がつけられていくというような教科扱いになるんですが、その英語教員の免許を持っていない学級担任が英語を教えることになることもあるのではないかなと思うんです。最も大切な入門期を英語の免許を持たない先生に任せていいのだろうかという不安がありますが、そのあたりのお考えをお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 確かに、中には小学校の担任の先生方で英語の免許を持ってある方もいらっしゃいますけども、やはり一般的にはそういった専門的な英語の分はしていないので負担はかかると思います。その点については、先ほど申しました日本語英語教師とか、ALT、あるいは研修、そういうものをしながら、また我々のほうでは指導主事、事務局におりますのでそこからの派遣で授業の研究をしたり、そういうことで支援をしていくということになります。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） さっき担任が研修をしてというお話もありましたが、本当に英語教員免許のない担任がまた新たに英語教育の研修を受けながら英語教育を行っていくことは、すごい担任にとって負担がふえていくのではないかなと思います。

午前中も働き方改革の話が出ておりましたが、その働き方改革とは相反してくるのでは

ないかと。今の仕事内容にさらに研修時間、またそれなりの準備期間が入っていくわけで、そのあたりは大丈夫なのかなと思います、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 私どもも確かに先生方の専門的なものでやってきていないところがあるので、そういうこともありまして朝倉市は先がけて平成23年度から日本語教師ということで地域で英語の堪能な方に入っていて一緒に授業をしていたというのが1点でございます。

それと、授業時数の増加については、確かに先ほど申し上げましたように先生方の研修とか、授業の準備等の業務量がふえるということになります。そういうことについては働き方改革全体の中で会議の効率化とか、例えば教材の共有化を図るなど、業務内容をいろいろ工夫をして精選をしていくということに努めているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） 朝倉市は外部講師を雇って英語の授業をしていただいたり、特別に予算措置がされていたということで、これは感謝されているところですが、これが授業数がふえてそれだけの英語の先生が必要になってくると、なかなかそこも本当に十分に手当するというのは難しいんじゃないかなと思っているんですが、そのあたりは予算措置はできているのでしょうか。できるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） まず、第1点は先ほど申し上げましたように、これは学習指導要領に基づいてやっておりますので、これは国がきちり、文科省がそういった手当をするというのが第一義の話だと思っています。その中で、市の予算関係もございまして、何ができるかというところについて日本語教師とかいうものについての独自の予算づけをしておりますので、私どもはそういう考え方で国、県にも先ほど申し上げましたような英語の専科の先生を配置してくださいとか、あるいは多分県のほうからの採用試験の折に、小学校の採用試験の折にその英語の免許というか、した部分についての採用試験のところの配慮とかそういうのも今後考えていかれるのではないかというふうなことを思っているところでございます。

市としてやれることについてはしっかりやっていきたいと思っています。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） 大変厳しい状況のようですが、もっと重要な問題があります。それは、英語教育を始めるのは早ければ早いほどよいのかということでもあります。小学校における英語教育の問題点として、慶応義塾大学、先生たち100名からの研究者の方が文部科学省に提出された反対の要望書は御存じでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） その要望書については、私は知りません。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） その中に書かれていることについて少し述べますが、小学校での英語教育の利点について説得力のある理論やデータが示されていない。2番目に十分な知識と指導技術を持った教員が絶対的に不足している。3番目に国民に対する説明が十分になされていない。4番目に小学校での英語活動、英語教育に対する文部科学省の姿勢が一貫していない。5番目に国語教育との連携について明確なビジョンが示されていないなどが要旨として上げられています。

なぜ、小学校英語教育の教科化を急がなければならないのでしょうか。教育委員会としてはどう考えられておられますか、見解をお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 小学校の外国語教育——英語ということになるんですが、これについてはグローバル社会を生き抜く上で欠かせないものとして、3、4年生から導入されるわけでございます。これまで、高学年で実施してきたものを中学年へと早期化することに当たっては賛否両論の意見があることは承知をしておりますが、聞く力や話す力を育成する上では早期のほうが習得しやすいものというふうに教育委員会は考えております。

そのため、教育委員会としましては低学年から正課の時間外である朝の会などで英語で健康観察を受け応えしたり、歌を歌ったりしてなれ親しませようと考えています。

小学校の英語というのが、中学校の文法がどうかとか単語がどうかとかいうことではなくて、その英語に触れていくということが非常に狙いとしてありますので、そういった英語に触れる中では先ほど申し上げましたようにALTが来られたときには国際的な理解ができるのか、そういう世界でこれからグローバルの中で子どもたちが成人になって生き抜くためには必要なものであるという形で学習指導要領の中で十分議論があった上でおりてきておりますので、私どもはそれに従ってしっかりやっていきたいというふうに思っています。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） 英語に親しむということは、それはわかるんですが、教科として英語習得が入ってきているのではないかなと思うんです。5、6年生は。それは読み書きも入りますし、評価もされて点数もつけられていくということで、それはまたちょっと英語に親しむレベルではないと思っています。常に日常生活の中で第二言語が使われている、英語が使われている環境、状況の中であれば、またその習得の仕方も変わってくるんでしょうけど、日常的に英語が使われていない状況の中で英語習得には期待ができないという、これは文教大学の秋山先生の論文の中に書かれていたんですが、小学生が第二言語として英語を身につけるには相当無理があるというようなことも書かれております。もっと小学校、英語教育化の前にしなければならないことがあるのではないのでしょうかということですが、英語は話すための手段に過ぎない。表現する手段よりも、何を表現するか、

内容のほうがずっと重要だと思います。そして、内容を豊富にするには国語をきちんと勉強することでは無いでしょうか。多文化、多言語が共生する社会に生きていく子どもたちには、自分と異なる人とどうコミュニケーションをとり、どう理解し合うかという異文化コミュニケーション能力は必要であると思います。

しかし、外国語でのコミュニケーションは母国語でのコミュニケーション体験が基盤となるものであって、幼いころの遊びを通しての対人コミュニケーションなど、何ものにもかえがたい、そういう学びが必要だと思います。子ども時代は異文化コミュニケーション能力の根っこを母語で培うかけがえのない時期であり、その時期を保障していただきたいと思います。母語である日本語で培われた言語の土台、言葉で考える力があってこそ、そこに後から来た英語が乗るような感じで基礎的な英語を習得できるのではないのでしょうか。読解力を基盤とするコミュニケーション能力や理解力が大事であり、まずは母語である日本語での読む力が重要になるのではないのでしょうか。まずは、国語の読解力、そのあたりが基盤となるということで、私も自分の子どもや周りの子どもたちを見ながらそう感じているところなんです、教育長はこのことについてどうお考えになられますか、お尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） 英語教育を進めていくということでは、今、部長のほうから説明したとおりでございます。英語教育を進めていく上で何を考えて取り組んでいかなければいけないかという点につきましては、今、議員がおっしゃられました国語の力をどのように定着しておくかというのが非常に大事だと私も考えております。

思考は日本民族、日本人であれば、国語、日本語で思考するという形になります。英語で思考するのと日本語で思考するのは違ふとよくいわれておりますが、私たち日本人が日本人らしく物事を考えていく上ではやっぱりこの国語が非常に大事だと思っておりますので、英語を充実させるためにはやっぱり国語の力を充実させるということをセットで考えていくべきだと考えております。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） 本当に、今、日本語さえ十分にできない子どもたちもふえてきているのではないかなと思うんですが、読解力、そういう国語力、表現する力、そういうのがないとやはり外国、異文化とのコミュニケーション能力はなかなか培われないのではないかなと思っています。

それともう一つ、小学校で英語活動が導入されて、その子どもたちが中学校1年の授業を始めるようになったときに、もう生徒のほうから英語が苦手です、いやですと言われ、授業をするときに困ったという報告もあっております。英語を学び始めたころは英語が好きである、しかし、学年が高くなると英語が嫌いになっていく傾向があると現場の先生が言われています。動機を維持することが難しい、中学校、高校で見られるようなこのような傾

向を小学校、中学校で繰り返してはならないと思います。どのようにしたら英語学習の動機を維持できるのか。小学校と中学校ではどのように違うのか。研究することは特に必要であると思います。英語嫌いにならないためにも対策を考えてほしいと思いますが、このあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育課主幹参事。

○教育課主幹参事（山見育志君） 失礼いたします。英語教育に関しましては、先ほどもありましたように、話す、聞く、読む、書くというのがございまして、やはり読む、書くという段階になってきますと、話す、聞くはコミュニケーションですので基本的には楽しい活動になるんですが、読む、書くとなるとやはりそういった壁が出てくることは承知しているところでございます。そういったことも含めながら、現在では話す、聞くというところをベースにしながら中学校でもその楽しさを維持しながら読む、書くにつなげていくような指導方法を改善しながら生徒たちの興味、関心を引き継いでいくような形で英語嫌いにならないような取り組みを進めているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） 本当に子どもたちが英語嫌いになったら大変なことになるなど、そういう懸念があります。

これは明治時代に日本に外国語が取り入れられたときの検証結果も出ているんですが、これは明治40年代なんですけど、当時に英語が導入されておりまして、当時の文部省は小学校で英語を必修科目にするか、もしくは全廃するかを検討に入って、そのときの調査の結果、数々の弊害が発見されたので小学校英語は一旦廃止にされています。

そのときの主な内容として、日本語の習得さえ不十分な小学生に外国語を教えるのは弊害が少なくないこと、また外国語教授に十分な支出ができないので不適當な教師しか雇えないこと、また実用化、共用化、英語教育の目的がはっきりしていないとか、少人数制クラスや教員の質の向上の必要性なども上げられております。そういう問題点があって、明治時代にはこの英語教育が廃止されたという経過もございます。やはりそういう歴史に学ぶことも大事だと思いますし、そういう今までの歴史の流れがある中で、また同じことを繰り返しているのではないかという懸念もございます。このことはもう御存じかと思いますが、どういうふうに思われますか、お尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 国語が大事という御意見は私も同感です。1点は、授業数の中で英語が入ることによって国語の授業数が減るとか、ほかの授業が減るかということではございません。同じように国語は時数は確保するわけでございますので、そういう意味で国語の力については例えばいろんなテストがあっても、何を問われているかがわからなければ答えもできないということでありまして、人間関係のコミュニケーション能力についても非常に大事なものでありますので、最も大事なものだと考えております。

今後さまざまな教育活動の中で育成をしていきたいと考えております。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） 子どもたちも本当、今、大変忙しいんです。小学校の子どもも多分ゆとりの時間とか今までであったんだと思いますけど、今はそれも削られていると思います。

先ほどの話では、朝の会の15分を集めて1時間にするとか、ちょっとそういう話も聞きましたが、子どもたちが本当にゆとりを持ってしっかり言語を習得するとか、そういうコミュニケーション能力を習得する時間があるのかなと、だんだんそれが削られてきているのではないかなという心配もございます。本当に忙しい子どもたちです。ましてやそれに先生も忙しくなっております。先生たちが本当にゆとりを持って子どもたちに接してあげる、しっかりそういう国語の力を身につけさせる、母語を身につけさせるという、ゆとりの時間がなければなかなか目先の評価だけに走ってしまうのではないかなと、そういう懸念があるわけです。そのあたりが本当に子どもの教育にとって何が大事なんだろう、さっきも言われましたけど、何を育てようとしているのか。そのあたりを本当にしっかりと考えていただきたいと思っています。

これは文部科学省の教育改革の一つでおりてきているということではございますが、何か子どもたちが大変窮屈な時代になってきているんじゃないかな、学校の先生も本当に厳しい、授業時間がまたさらにふえるわけですから、そのあたりを本当に考えていただきたいと思っています。そのことで、何か教育長のほうからお考えがあったらお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） 国語の力を養う上で1つ大事なのは、読書活動を充実することだと思っています。朝倉市では、毎月23日を子ども読書の日と設定しまして、日常的に読書活動に取り組むように指導しておりますけれども、その日は特に意識しながら取り組もうということをやずっと続けてきていただいています。図書館のほうでもそういうことを前提にいろいろな催しなどをしていただいています。そういうことで、国語の充実は読書活動とセットでさらに充実させていきたいと思っています。

英語活動につきましては、これまで小学校に入ってくるということがわかってきましたので、中学校の英語の先生を小学校に行ってくださいまして、小学校でどんな英語をしているのか、中学校に上がってきたときにそれがどのように生かされるかということを見ていただきまして、そこで指導していただく、校長を通して入っていただきました。そこで、いろいろ指導しながら情報を獲得していただきまして、今度は中学校に行かれて、小学校でこのような活動をしてくるような時代になってくるので、中学校はそれを生かして子どもが英語嫌いにならないようにするために小学校の英語活動——今後は英語教育になりますが、そのことを踏まえて中学校でどのように改善したらいいかということ中学校のほ

うで、特に秋月のほうで取り組んでいただいています。

教育委員会では、今後それを全市に広げるために指導主事という立場でこの英語の教育をむだなく効果的にすることで指導していただくようなシステムに今はしているところでございます。

文部科学省が考えています英語は、グローバル化の中で子どもたちが必要になってくるだろうというふうなことを予想されています。AIの時代には、もう機械が翻訳をしてコミュニケーションをできるような時代が目の前に来ているのかもしれませんが、フェース・ツー・フェースで顔を見ながら自分の気持ちが話せる、自分の内容が話せるような言語能力はいろんな言語がございますが、できるだけ多くの言語で話せるバイリンガルというふうな考え方も大事だと思っていますので、そのあたりを研究しながら進めてまいりたいと思っています。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） 今、教育長のお考えをお聞きいたしましたが、子どもたちが、それは基礎ができてからのことでバイリンガルというのは、まずその母国語に対するきちんとしたコミュニケーション能力がなければ本当に使いこなせない、必要に応じて使えないということだと思いますし、そういう環境が今ないんです、日ごろから英語で挨拶するような、そういう教育環境がございませんので、本当に子どもたちにとってはその時間だけの習得になると思うんです。英語に触れる時間。だから、異文化の方と触れ合う、そういうコミュニケーション、異文化の人を理解できる、そういう能力はつくと思うんですけど、それが本当に教科として必修科目として入っていくということが弊害があるのではないかなというふうにまだ懸念しているわけございまして、やはりそのためにはすごい先生方の力量が必要になってくると思います。

先ほどもどうしても担任にしわ寄せがいくんではないかなと、いろいろ今方策を考えていただいておりますが、そのあたりでもうちょっと子どもたちが本当に伸び伸びと学校で教育できる環境づくりになるような、そういう視点で捉えていただきたいと思っております。

本当にほかの授業は減らないということなんですが、その力の入れ方がまた変わってくるかもしれませんし、しっかりと国語、読む力、話す力、読解力というのは身につけさせていただきたい、それが先ではないかなと思っております。

本当に異文化コミュニケーション能力は母語であると思うんです。本当に国際的に通用する人間になるためには、まず母語に基づいた読解力、理解力が必要であると思います。そのためにも、母語による基礎づくりというのをしっかりと学校でも考えていただきたい。やはり焦らない、子どもたちに無理なプレッシャーをかけていただきたくないと思います。学習意欲を奪うことにならないような、教師やまた親も焦ると思うんです。どうしても成績が出てきますと、だから子どもたちが暗記を迫られたり、そういうプレッシャーを感じ

ることがないような配慮をぜひお願いしたいと思っております。本当に子どもたちが英語嫌いにならないように、そして本当の国際的なコミュニケーション能力を身につけられるような、そういう学校教育であってほしいと思っておりますので、そのことをお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中島秀樹君） 12番大庭きみ子議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午後3時1分休憩